

## 市民集会所利用にあたっての新型コロナウイルス感染症収束のための利用条件

新型コロナウイルス感染症については、未だ収束の兆しが見えないこともあり、市民の皆様  
様の健康と安全を守るために、市民集会所の利用に際しては、以下の事項を守っていただく  
ことが利用条件となります。

皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、新型コロナウイルス感染症の収束に向け  
引き続きご理解ご協力をお願いします。

・次の条件項目の内容を確認いただき、記入(レ点)をして提出してください。

- 三密(密閉、密集、密接)を避けて利用すること。
- 手洗い等はこまめに行うこと。
- 必ずマスクを正しく着用すること。
- 咳エチケット(咳がでるときは口を塞ぐ等)を徹底すること。
- 代表者は利用者全員の体調を確認すること。(発熱、風邪、嗅覚、味覚障害の症状がある方は、集会所は利用できません)
- お互いの距離を2メートル以上離れての活動(フィジカルディスタンス)を徹底すること。
- 利用者同士で正面に座るなど、正対しないこと。
- 人との接触を伴う行動は行わないこと。
- 利用する前には、扉の取っ手や机、椅子等を消毒すること。
- 利用者自身でごみは持ち帰ること。
- 調理講習室にて調理を行う場合は、感染予防及び衛生管理の徹底をします。
- 試食・味見を含む飲食を行う場合は、施設の換気やマスクを外した状態で会話をしない等感染予防を徹底します。
- 万が一、感染者が発生した場合に備え、代表者は利用者全員の連絡先を把握するとともに、発生した場合には、保健所等が行う追跡調査等に全面的に協力すること。  
※市として賠償等の責任は一切負えません。
- その他、施設管理者の指示、協力要請にしたがうこと。

上記の利用条件を守り、利用することに同意します。

令和 年(20 年) 月 日

市民集会所利用者代表

住所 八王子市

氏名

連絡先